報告第２号

令和７年度匝瑳市病院事業会計予算繰越しについて

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第２６条第３項の規定により、匝瑳市病院事業管理者から令和７年度匝瑳市病院事業会計の建設改良費の繰越額の使用に関する計画について報告があったので、別紙繰越計算書のとおり、同項の規定により報告する。

令和８年６月５日提出

匝瑳市長　　宮　内　　康　幸

# 令和７年度匝瑳市病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第２６条第１項の規定による建設改良費の繰越額

| 款 | 項 | 事業名 | 予算計上額 | 支払義務発生額 | 翌年度繰越額 | 左の財源内訳 | | 不用額 | 翌年度繰越額に係る繰越を要する棚卸資産の購入限度額 | 説明 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 出資金 | 企業債 | | | |
| 1 病院事業資本的支出 | 1 建設改良費 | 新病院整備事業 | 円<br>158,000,000 | 円 | 円<br>158,000,000 | 円<br>39,500,000 | 円<br>118,500,000 | 円 | 円 | 国保匝瑳市民病院建替整備基本設計の策定に期間を要したため。 |

令和８年６月５日提出

千葉県匝瑳市長　　宮　内　　康　幸